

平成18年12月15日

関係各位

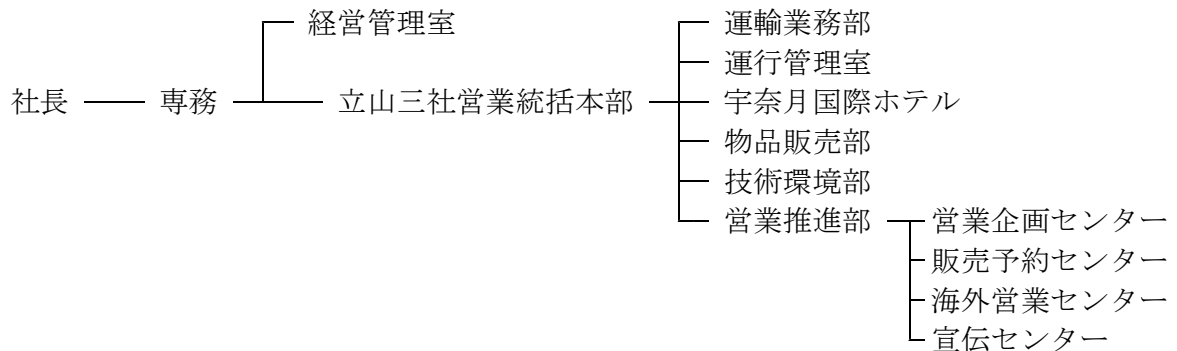
立山黒部貫光株式会社 [TKK(K)]
立山貫光ターミナル株式会社 [TKT(T)]
立山黒部サービス株式会社 [TKS(S)]

職制機構の改正について

今般12月15日付をもちまして、営業基盤の強化、営業方針の一元化・直轄化、ならびに内部統制の確立、強化等を目的に、下記の通り職制機構の改正を実施いたしましたので、お知らせいたします。

【職制機構の改正の概要】（平成18年12月15日から実施）

1. 会社法に基づく内部統制の体制整備に関し、立山三社（TKK・TKT・TKS）それぞれに「経営管理室」を新たに設置
2. 立山三社の営業基盤の強化及び営業方針の一元化・直轄化を図るため、TKKに「立山三社営業統括本部」を新たに設置
3. ルート内（立山・黒部湖間）の運行制度を確立し、徹底した安全・サービスの構築を図るため、現立山・室堂両運営所を所管する「運行管理室」を新たに設置
4. 営業推進部（旧立山黒部営業本部）に国内外の営業企画の強化策として「営業企画センター」を設置
また、業務の効率化に伴い、2センターを併合し「販売予約センター」に変更
5. 現行の事業部・本部制等を廃止し、運輸業務部、TKTホテル業務部、物品販売部、技術環境部、営業推進部（旧運輸事業部、TKT営業部、物販事業本部、技術環境本部、立山黒部営業本部）に変更
6. 職制の要旨(TKK)



以上